

令和 5 年 5 月 1 8 日

請求人 様

精華町監査委員 井上 直樹

同 坪井 久行

住民監査請求について

請求人が令和 5 年 4 月 2 0 日付けで提起した住民監査請求について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 書

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求年月日

令和 5 年 4 月 2 0 日

第 2 請求の要旨

請求書に記載されている事項から、住民監査請求の要旨を次のように解した。

1 違法又は不当とする財務会計上の行為に関する主張

(1) 山田荘小学校 (以下「小学校」という。) は、業務委託契約なしに山田荘小学校 P T A (以下「P T A」という。) 会費の徴収代行をしており、当該行為は以下の法律等に違反している。

- ア 民法第656条
- イ 職務専念義務
- ウ 預金保険機構の取り扱い規定
- エ 日本国憲法第21条
- オ 個人情報保護法第21条、第27条及び第55条
- カ 刑法第246条
- キ 労働基準法第24条

(2) 小学校が経費負担すべき物品の購入がPTA会費から支出されており、また、PTAは強制加入であることから当該行為は割当的寄附に該当するため、学校教育法第5条及び地方財政法第4条の5に違反している。

(3) 小学校の学校運営や学校行事に関わる必要経費について、小学校が経費負担すべきものがPTAに転嫁されており、学校教育法第5条、地方財政法第27条の4並びに個人情報保護法第21条、第27条及び第55条に違反している。

2 精華町に生じている損害

(1) PTAに入会意思のない会員がいた場合、その会員に会費分の金銭的被害が生じている。教職員の場合、給与からの違法な天引きが発生している可能性がある。

(2) 環境整備費等による物品購入がほとんど小学校で使用されている物品の場合、小学校側の不正取得に該当し、PTAに金額分の被害が生じている。

(3) PTAに費用負担が転嫁されていることにより、PTAに金額分の被害が生じている。

3 措置請求

(1) PTA会費から発生している割当的寄附やPTAへの経費負担転嫁について、小学校の不正経理であることから、小学校に対して是正勧告を行うこと。

(2) 教育委員会から精華町内の町立学校に対し、PTAや同窓会の違法な運営がなされないよう通知をすること。

第3 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

他方、最高裁判所の判例（平成6年9月8日判決 平成6年（行ツ）第97号）においては、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体における違法又は不当な財務会計行為について、その監査と予防、是正等を図ることを目的とするものである。そのため、監査請求の対象となる行為等は、地方公共団体に損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ。よって、たとえ違法・不当な事由があっても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にないものは、住民監査請求の対象となる行為等には該当しない。」とされている。

これを本件についてみると、本件請求において請求人が主張する損害は上記第2の2に記載のとおりである。仮に、請求人の主張する行為が事実であり、そして、当該行為に違法・不当な事由があつたとしても、これらはいずれも地方公共団体である町に損害を与えているとはいえず、住民監査請求の対象となる行為等には該当しない。

したがって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるといわざるを得ない。

よって、監査委員の合議により主文のとおり決定する。